

特定調達品目の見直し等に関する方針及びスケジュール (案)

1. 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、特定調達品目及びその判断の基準等の制改定等を行う場合における原則的な考え方を示すものである。

特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加については、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に定めるとおり、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものであり、その際に本方針に示された考え方に則し、特定調達品目検討会における検討を踏まえ、適切に実施するものとする。

また、特定調達品目の選定、判断の基準の設定・強化（数値的強化又は新たな評価項目の追加）・適正化は、平成 25 年 3 月に策定した「プレミアム基準策定ガイドライン」を参考に検討するものとする （平成 31 年 2 月以降は、プレミアム基準策定ガイドラインの主旨を踏まえ、基本方針において 2 段階の判断の基準を設定）。

なお、本方針において「点検」とは、特定調達品目及びその判断の基準等の改定の必要性・可能性を判断するための調査・評価を、「見直し」とは、点検から改定までを含めた一連のプロセスをそれぞれ指すものとする。

2. 見直しに当たっての方針

特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係るフローは、原則として図 1 に示したとおりである。また、見直しに当たっての原則的な方針は、以下のとおりである。

（１）見直しの期限

分野又は特定調達品目の特性に応じた見直し期限を設定し、継続的に判断の基準等の点検を行うことが環境負荷低減効果の向上の観点からも有効である。このため、特定調達品目ごと又は品目の特性の類似した分類ごとに特定調達品目及びその判断の基準等の見直し期限を設定することとし、その期限は原則 5 年とする。

（２）点検

特定調達品目及びその判断の基準等の点検においては、以下の点を確認するものとする。

- 当該品目に係る新たな科学的知見が得られた場合、環境保全上の課題（国内外の環境政策に係る大枠の方針を含む。）が発現した場合等は、判断の基準の設定・強化・適正化の必要性に係る検討を行う

- 関連する国内制度・施策、規格（環境物品等に係る JIS（日本工業規格）の制定又は改正等）、環境ラベル等（現在引用している国際的な基準を含む。）の基準を確認し、判断の基準等への反映の必要性について検討を行う
- 当該品目が見直し期限を迎えた場合は、次の観点から改定の可能性について検討を行う
 - 既に市場占有率が相当程度高まっている場合は、当該品目に係る判断の基準等の設定・強化・適正化の必要性及び可能性
 - 技術開発や市場への普及が顕著な場合は、当該品目に係る判断の基準等 （2段階の判断の基準を含む。） の設定・強化・適正化の必要性及び可能性

なお、見直し期限を迎えた品目であって、市場への供給が大きく減少しており、かつ、国等の機関による調達が大きく減少している場合は、特定調達品目からの削除を含め検討を行うものとする。

（３）判断の基準の設定・強化・適正化

点検結果を踏まえ、判断の基準の改定が必要な場合は、下記の考え方にに基づき、判断の基準の設定・強化・適正化に係る改定を行う。

① 現状及び将来の技術レベルの考慮

判断の基準の設定・強化・適正化に当たっては、当該品目に係る現状の環境技術レベル及び将来における見込み等を勘案して適切かつ先進的なレベルに設定するものとする。

国等の率先調達により、初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については、より高い環境性能に基づく基準を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として 2 段階の判断の基準の基準値 1 を設定する。また、2 段階の判断の基準の見直しに当たっては、基準値 1 が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて基準値 2 の水準の引き上げを図るよう検討するものとする。

なお、当該品目に係る市場占有率や判断の基準のレベルに関する情報については、事業者等からの積極的な提供・支援が望まれる。

② 配慮事項の格上げ等に係る検討

配慮事項として設定している項目のうち、設定当時には開発・普及段階にある、又は全国的な供給体制に課題があるなどの理由から、判断の基準として一律に適用することが困難であるとされた項目については、当該項目を含む判断の基準を満たす物品等の開発・普及状況や全国的な供給状況を確認するとともに、数値等の明確性を確保の上、判断の基準 （2 段階の判断の基準を含む。） への格上げを検討するものとする。

また、見直しに当たって、判断の基準として格上げすることが困難等と判断された配

慮事項のうち、定性的な内容が設定されている項目については、必要に応じて定量的な内容（明確性の確保を含む。）への改定の可否について検討するものとする。

③ 経過措置の活用

新たに設定する判断の基準を満たす物品等の市場占有率が十分ではなく、即時に判断の基準として適用することが困難であるが、関連する国内制度において目標値が示されている等の場合（省エネ法のトップランナー基準等）は、特定調達物品等の市場占有率、将来の普及見込み等を踏まえ、判断の基準の実効性を確保しつつ、必要に応じて柔軟な適用や経過措置の設定を考慮するものとする。

また、当該品目に係る将来的な技術開発や環境配慮の仕組みの構築等を誘導・促進する観点から、目指すべき到達点を予め判断の基準として設定する場合は、技術開発や仕組みの構築等に要する期間を勘案した適切な経過措置の設定を考慮するものとする。

④ 国際的な基準等との整合性の考慮

国際的な基準等との整合が必要な場合については、当該品目の判断の基準等の国際的なレベルを踏まえ、次の観点から検討するものとする。

- 必要に応じて整合又は上位互換となる基準の設定を念頭に改定
- 判断の基準等又は関連する国内制度・基準等が国際的に高いレベルに設定されている場合は、当該基準の維持又は強化・適正化について適切に判断

⑤ 判断の基準の検討に当たっての留意点

以下の内容を考慮の上、市場占有率等を勘案し、新たに設定する判断の基準のレベルを決定するものとする。なお、国等による調達が少ない場合であっても、国等が率先して調達を推進すべきと判断された場合には、この限りではない。また、国等に止まらず、地方公共団体や民間等への波及効果等についても留意して検討を行うこととする。

- 全国において国等の機関による調達量が確保できること
- 全国一律の基準として調達が可能であること
- 全国において複数の供給可能な事業者が存在し、競争性が確保できること
- 環境負荷低減効果に比較して著しくコストが高くないこと

（４）判断の基準の設定・強化等が困難な場合

特定調達物品等の市場占有率が相当程度高まった状況にあり、見直しに当たっての要件を満たす状況にあるが、新たな判断の基準の設定・強化・適正化が困難な品目については、国等の機関の調達の推進による影響度を考慮の上、現行の判断の基準の維持（特定調達品目として継続）、又は特定調達品目からの削除について適切に判断するものとする。

（５）横断的な見直し

見直し品目と同様の環境側面を有する品目についても、必要に応じ、当該環境側面に関する見直しを行うものとする。

３．見直しスケジュール

（１）原則的な考え方

最終改定（主要な判断の基準等の見直し）から５年を経過した時点（年度）において点検を実施するものとする。

~~見直しスケジュールの設定に当たっては、エコマークの商品類型がある品目については、エコマーク認定基準の改定年度又は翌年度に見直しに係る検討に着手することを原則的な考え方とする。ただし、エコマークの有効期限が５年を超えて設定されている場合は、類似品目と併せて５年以内の適切な時期に点検するものとする。~~

~~また、~~特定調達品目を新たに追加した場合、又は主要な環境負荷項目に係る判断の基準等の見直し（軽微な見直しを除く。）を実施した場合は、当該品目の特性等を踏まえ、５年を原則とし適切に見直し期限の設定を行うものとする。

（２）法改正等に伴う適宜見直し

原則的なスケジュールを設定することとするが、下記に該当する場合等は、当該年度又は翌年度において、適宜見直しに着手するものとする。

- 環境政策に係る大枠の方針が示された場合、当該品目に係る新たな科学的知見が得られた場合、環境保全上の課題が発現した場合等
- 当該品目に係る判断の基準等に引用又は準用している基準が設定又は改定された場合、参考としている各種制度が改定された場合等
- 既に市場占有率が相当程度高まっている場合等

（３）見直しスケジュール

原則として毎年度、~~現行の~~特定調達品目（物品及び役務）に係る見直しに関するスケジュールは、~~として~~「特定調達品目（物品及び役務）に係る分野別見直し着手予定年度【暫定案】」を事業者の予見可能性にも配慮しつつのとおりである作成するものとする。

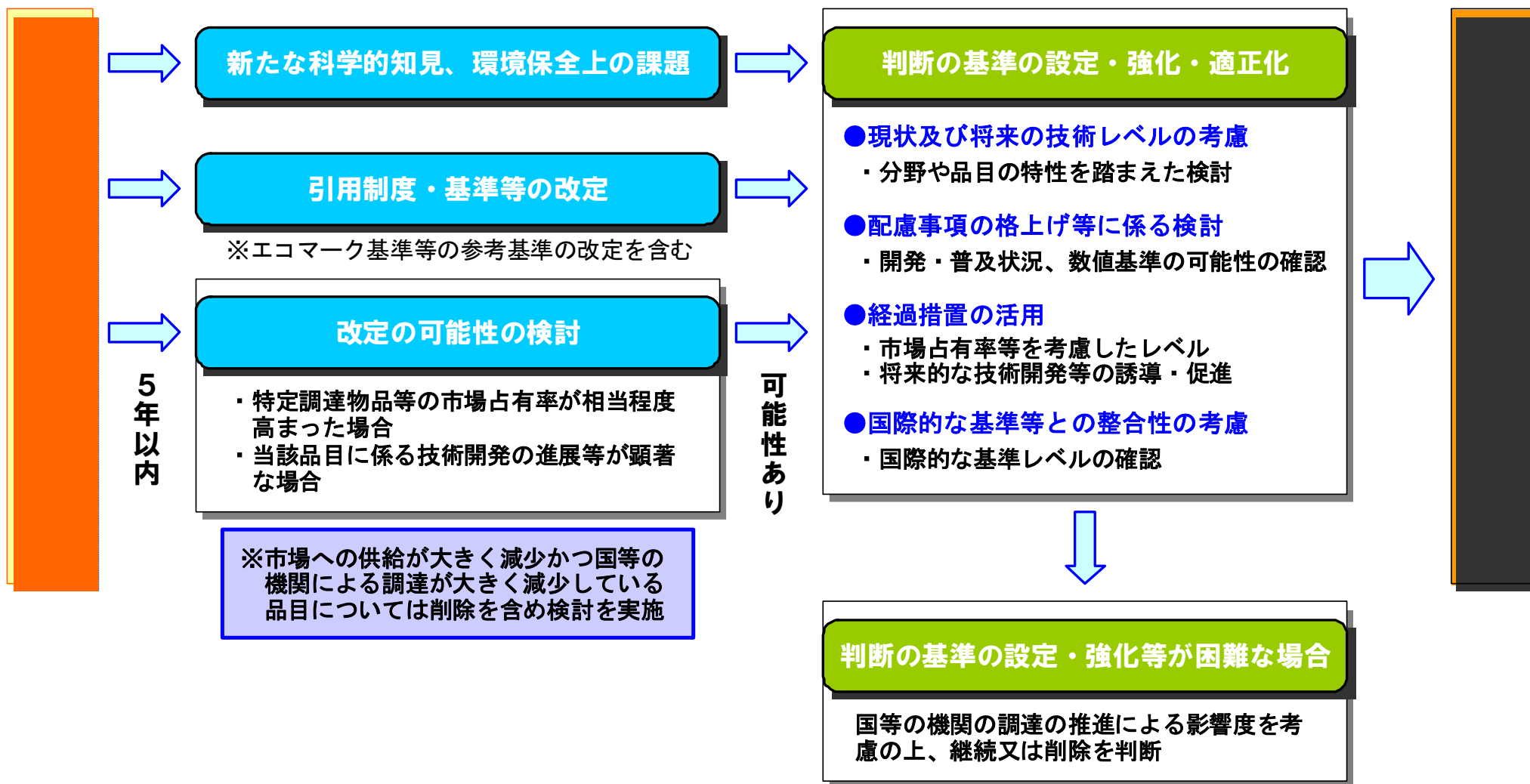


図1 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係るフロー